

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額（税込） （単位：円）	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
001	平成30年04月01日	御池公共地下道及び接続通路部分の維持管理業務委託	163,669,000	都市計画局都市企画部 都市総務課	御池公共地下道コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
002	平成30年04月01日	緑道維持管理業務	9,710,000	都市計画局都市企画部 都市総務課	京都醍醐センター株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
003	平成30年04月01日	パセオ・ダイゴロー西館市施設共用部分維持管理業務	8,047,542	都市計画局都市企画部 都市総務課	京都醍醐センター株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
004	平成30年04月01日	洛西ニュータウン関連維持管理・整備事業委託	48,850,060	都市計画局都市企画部 都市総務課	京都市住宅供給公社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
005	平成30年04月13日	京都市におけるニュータウン地域のまちづくりの推進支援等業務	13,932,000	都市計画局都市企画部 都市総務課	株式会社地域計画建築研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
006	平成30年04月01日	平成30年度烏丸公共地下道維持管理業務委託	19,830,000	都市計画局都市企画部 都市計画課	京都ステーションセンター株式会 社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
007	平成30年07月18日	魅力あるまちづくりを目指した持続可能な都市の構築の検討業務（その 2）	14,995,600	都市計画局都市企画部 都市計画課	ランドブレイン株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
008	平成30年04月09日	防災まちづくり活動支援業務	7,484,400	都市計画局まち再生・ 創造推進室	株式会社サンワコン	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
009	平成30年04月10日	平成30年度京都市防災まちづくり専門家派遣業務	20,000,000	都市計画局まち再生・ 創造推進室	公益財団法人京都市景観・まちづ くりセンター	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
010	平成30年06月05日	京町家所有者と活用希望者等のマッチング制度の運用業務	5,493,960	都市計画局まち再生・ 創造推進室	公益財団法人京都市景観・まちづ くりセンター	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
011	平成30年06月27日	洛西口～桂駅間プロジェクトに係るまちづくり担い手育成プログラム開 発及び実践支援業務	8,856,000	都市計画局まち再生・ 創造推進室	株式会社地域計画建築研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
012	平成30年07月02日	持続可能な都市の構築に資する空き家の更なる活用促進に向けた調査業 務	12,200,000	都市計画局まち再生・ 創造推進室	株式会社ゼンリン	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
013	平成30年07月06日	重点取組地区における空き家調査及び空き家の活用等に係る所有者への 働き掛けに係る業務	5,097,600	都市計画局まち再生・ 創造推進室	株式会社サンワコン	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
014	平成30年09月21日	保全・継承に向けた継続的な働きかけを重点的に行う京町家の調査業務	9,547,200	都市計画局まち再生・ 創造推進室	株式会社ダン計画研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
015	平成30年06月27日	平成30年度「新景観政策の更なる進化」に向けた調査・検討業務	8,689,680	都市計画局都市景観部 景観政策課	株式会社地域計画建築研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
016	平成30年06月13日	景観情報共有システム構築及び保守業務	7,959,600	都市計画局都市景観部 景観政策課	アジア航測株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
017	平成30年05月28日	建築基準法適用除外のための包括同意基準の拡充に向けた検討業務	10,400,000	都市計画局建築指導部 建築指導課	学校法人早稲田大学	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
018	平成30年04月01日	平成30年度木造住宅耐震改修支援業務	予定 総額 119,614,000	都市計画局建築指導部 建築安全推進課	京都市住宅供給公社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
019	平成30年07月13日	ブロック塀等の安全点検に係る専門家派遣業務委託	予定 総額 10,800,000	都市計画局建築指導部 建築安全推進課	一般社団法人京都府建築士事務所 協会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
020	平成30年04月01日	京都駅八条口駅前広場エリアマネジメント運営業務	26,578,260	都市計画局歩くまち京 都推進室	株式会社関広	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
021	平成30年06月18日	東福寺地区バリアフリー移動等円滑化基本構想改訂業務	6,592,320	都市計画局歩くまち京 都推進室	玉野総合コンサルタント株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
022	平成30年08月14日	平成30年度パークアンドライド利用の促進業務	5,798,520	都市計画局歩くまち京 都推進室	公益財団法人日本道路交通情報セ ンター	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
023	平成30年08月07日	平成30年度観光地等交通対策業務	13,348,800	都市計画局歩くまち京 都推進室	いであ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
024	平成30年08月08日	ビッグデータ等を活用した交通流動実態調査業務	24,948,000	都市計画局歩くまち京 都推進室	中央復建コンサルタンツ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
025	平成30年09月12日	平成30年度京都未来交通イノベーション研究機構運営業務及び京都にお ける自動運転技術の社会実装に向けた研究業務	8,680,000	都市計画局歩くまち京 都推進室	一般社団法人システム科学研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
026	平成30年09月14日	平成30年度「スローライフ京都」大作戦推進業務(その2)	6,000,000	都市計画局歩くまち京 都推進室	一般社団法人システム科学研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
027	平成30年09月05日	平成30年度「歩いて楽しいまちなか戦略」推進業務	6,912,000	都市計画局歩くまち京 都推進室	中央復建コンサルタンツ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
028	平成30年04月01日	安心すまいづくり推進事業に関する業務	51,162,000	都市計画局住宅室住宅 政策課	京都市住宅供給公社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
029	平成30年04月01日	地域優良賃貸住宅制度に関する業務	26,524,908	都市計画局住宅室住宅 政策課	京都市住宅供給公社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
030	平成30年04月01日	既存住宅の省エネリフォーム支援事業に関する業務	予定 総額 11,982,000	都市計画局住宅室住宅 政策課	京都市住宅供給公社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額（税込） （単位：円）	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
031	平成30年05月30日	京都市久我の杜生涯学習プラザ整備工事 ただし、昇降機設備改修工事	15,573,600	都市計画局住宅室住宅政策課	株式会社日立ビルシステム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
032	平成30年04月01日	京都市市営住宅の管理に関する協定	4,370,352,000	都市計画局住宅室住宅管理課	京都市住宅供給公社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
033	平成30年04月01日	被災者向け住宅情報センター運営に関する業務委託	5,247,321	都市計画局住宅室住宅管理課	京都市住宅供給公社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
034	平成30年07月12日	京都市烏谷市営住宅5号棟ほか7棟解体撤去工事設計業務委託 ただし、建築及び設備実施設計業務委託	2,700,000	都市計画局住宅室住宅管理課	株式会社萩本建築設計事務所	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
035	平成30年04月01日	醍醐南市営住宅耐震改修及びエレベーター設置工事に係る入居者負担軽減対策業務委託（1～9棟、平成30年度分）	18,668,800	都市計画局住宅室すまいまちづくり課	京都土木株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
036	平成30年04月17日	京都市楽只市営住宅整備工事 ただし、13号棟・14号棟及び15号棟耐震改修その他衛生設備工事	241,444,800	都市計画局住宅室すまいまちづくり課	株式会社シンテック	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
037	平成30年06月12日	住宅地区改良事業と土地区画整理事業の再編業務	5,616,000	都市計画局住宅室すまいまちづくり課	玉野総合コンサルタント株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
038	平成30年06月22日	京都市檜原市営住宅5・6・11号棟耐震改修及びエレベーター等設置工事に係る入居者負担軽減対策業務委託	38,610,145	都市計画局住宅室すまいまちづくり課	京和産業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
039	平成30年07月03日	京都市崇仁市営住宅新築工事設計業務委託 ただし、崇仁南部新3棟及び新4棟（仮称）新築その他工事基本設計・実施設計業務委託	75,384,000	都市計画局住宅室すまいまちづくり課	株式会社内藤建築事務所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
御池公共地下道及び接続通路部分の維持管理業務委託
- 2 担当所属名
都市計画局都市企画部都市総務課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
御池公共地下道コンソーシアム
京都市中京区御池通寺町東入る下本能寺前町492番地の1
代表 京都御池地下街株式会社
- 6 契約金額（税込み）
金163,669,000円
- 7 契約内容
御池公共地下道の仕上材の点検管理業務及び軽微な補修業務，清掃業務，出入口の開閉及び巡視業務，設備の点検管理業務及び軽微な補修業務，防犯・防災業務，光熱水費の支払い業務，アート作品の維持管理業務等の御池公共地下道の管理委託を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
御池公共地下道及び接続通路部分の防災・防犯設備が，御池公共地下道コンソーシアムが管理する地下街の防災センターで一体管理するよう設計されており，不可分ものである。
以上のことから，性質又は目的が競争入札に適さないものと認められるため，地方自治法施行令に基づき随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
緑道維持管理業務
- 2 担当所属名
都市計画局都市企画部都市総務課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区醍醐高畑町30番地の1
京都醍醐センター株式会社
- 6 契約金額（税込み）
金9,710,000円
- 7 契約内容
パセオ・ダイゴロー西館と一体的に構成されている緑道の清掃，植栽の管理，設備の管理・維持修繕に関する事及びI T V監視に関する事等の緑道の管理委託を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都醍醐センター株式会社の施設の一つである防災センターが，パセオ・ダイゴロー西館及び周辺全体の防犯・防災を一体的に集中管理・運営しており，不可分である。
以上のことから，性質又は目的が競争入札に適さないものと認められるため，地方自治法施行令に基づき随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
パセオ・ダイゴロー西館市施設共用部分維持管理業務
- 2 担当所属名
都市計画局都市企画部都市総務課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区醍醐高畑町30番地の1
京都醍醐センター株式会社
- 6 契約金額（税込み）
金8,047,542円
- 7 契約内容
パセオ・ダイゴロー西館の京都市の所管施設（都市計画局，文化市民局，保健福祉局，教育委員会）が共用する部分の清掃，設備の管理・維持修繕に関すること及びI T V監視に関すること等の管理委託を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都醍醐センター株式会社の施設の一つである防災センターが，パセオ・ダイゴロー西館及び周辺全体の防犯・防災を一体的に集中管理・運営しており，不可分である。
以上のことから，性質又は目的が競争入札に適さないものと認められるため，地方自治法施行令に基づき随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
洛西ニュータウン関連維持管理・整備事業委託
- 2 担当所属名
都市計画局都市企画部都市総務課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561番地の10
京都市住宅供給公社
- 6 契約金額（税込み）
金48,850,060円
- 7 契約内容
洛西ニュータウン地域における維持管理業務及び整備事業を行う。
具体的な業務内容として、以下のものを行う。
 - ・ 維持管理業務
洛西ニュータウンの良好な居住環境の維持のため、洛西ニュータウン内外における土地及び市有地・施設等に関連する調査、調整、維持管理等を行う。
 - ・ 整備事業
洛西ニュータウン内にある都市計画局所有施設等の計画的な修繕を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
洛西ニュータウンには、京都市所有の施設・土地と京都市住宅供給公社所有の施設・土地が複雑に混在しており、双方の所有する施設・土地を一体的なものとして、現況調査、補修・改修必要箇所の判定、計画的な補修・改修工事の施工等を行う必要がある。
以上のことから、性質又は目的が競争入札に適さないものと認められるため、地方自治法施行令に基づき随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市におけるニュータウン地域のまちづくりの推進支援等業務
- 2 担当所属名
都市計画局都市企画部都市総務課
- 3 契約締結日
平成30年4月13日
- 4 履行期間
平成30年4月14日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通り高倉西入ル立売西町82
株式会社地域計画建築研究所
- 6 契約金額（税込み）
金13,932,000円
- 7 契約内容
ニュータウン魅力発信，ニュータウン「まちづくり通信」の発行，ニュータウンにおける地域団体活動ステップアップサポート助成事業募集支援，阪急洛西口駅～桂駅間高架下プロジェクトと連携した健康・観光プログラムの受皿づくり，洛西サブセンター活性化方策の検討・推進，洛西竹林公園プレイリーダーマネジメント体制の検討，向島エリアマネジメント組織の確立を図るためのワーキンググループの継続検討，中国帰国者等と住民の交流促進の手法に関する検討支援，向島ニュータウン土地利用素案作成を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は，様々な分野に関連して，住民意見を踏まえながら，企画・実施又は効果的な周知等を行う必要があり，地域のまちづくり支援等についてのノウハウをはじめ，多角的な視点を持ち合わせた企画・立案能力が求められる。
以上のことから，性質又は目的が競争入札に適さないものと認められるため，地方自治法施行令に基づきプロポーザル方式により特定した業者と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
プロポーザル方式により受託候補者選定委員会において審査した結果，受託者として最適であると特定したため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度烏丸公共地下道維持管理業務委託
- 2 担当所属名
都市計画局都市企画部都市計画課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区烏丸通塩小路下る東塩小路町902番地
京都ステーションセンター株式会社
- 6 契約金額（税込み）
金19,830,000円
- 7 契約内容
 - (1) 電気料金の支払及び地下道内に広告物掲出の占用許可を受けた者が使用した電気料金の実費徴収
 - (2) 水道料金の支払
 - (3) 清掃業務
 - (4) 警備業務
 - (5) 京都市が選任する電気主任技術者の指示及び保安監督に基づく烏丸公共地下道の電気設備工事、維持及び運用に関する業務
 - (6) 機械室内に設置の発電機、蓄電池等の定期保守点検及び試運転
 - (7) 防災受信盤の常時監視及び定期保守点検
 - (8) 市有財産目的外使用許可の申請に係る市への報告等に関すること。
 - (9) その他地下道の管理に関する事項で市が指定するもの
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

烏丸公共地下道においては、その建設当初から、煙感知器等の防災設備及び防災受信盤の回線等のシステムが、隣接する京都駅前地下街ポルタのシステムと一体のものとして整備されており、両者のシステムは密接不可分の関係にあることから京都駅前地下街ポルタの維持管理を行っている業者に維持管理業務を実施させることが必要であるため、当該業者と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
魅力あるまちづくりを目指した持続可能な都市の構築の検討業務（その2）
- 2 担当所属名
都市計画局都市企画部都市計画課
- 3 契約締結日
平成30年7月18日
- 4 履行期間
平成30年7月19日から平成31年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市西区西本町1-3-15
ランドブレイン株式会社
- 6 契約金額（税込み）
金14,995,600円
- 7 契約内容
 - (1) 持続可能な都市の構築に向けたプランの策定に向けた素案に関するパブリックコメント用資料の印刷
 - (2) 素案に関するパブリックコメントの結果集計等
 - (3) 持続可能な都市の構築に向けたプランの策定に向けた案の検討・作成
 - (4) 案に関する周知用資料の作成及び版下作成
 - (5) 案に関する周知用資料の印刷
 - (6) 案に関するパブリックコメントの結果集計等
 - (7) 持続可能な都市の構築に向けたプランの策定に向けた取りまとめ案の作成及び版下作成
 - (8) 業務報告書の作成
 - (9) 部会の運営補助
 - (10) 都市計画審議会用資料の作成補助
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、本市のこれまで蓄積してきた都市構造（人口規模、都市機能等）に加え、地域特性についても十分に理解し、適格な解決策を提案することが求められる。その内容は、受託者が持つ本誌の都市計画やまちづくりに関する知識や経験に基づくノウハウ等が大きく影響するため、成果に顕著な差が表れるものである。

また、本業務は、学識経験者及び市民公募委員で構成される京都市都市計画審議会の部会である「持続可能な都市の検討部会」を通じて、多角的な意見を反映しながら、取りまとめることが求められる。そのため、受託者は、学識経験者等の意見を引き出し、取りまとめを行うための資料作り

等において、企画立案、プレゼンテーション、調整能力を十分に有している必要がある。

以上のことから、性質又は目的が競争入札に適さないものと認められるため、地方自治法施行令に基づきプロポーザル方式により特定した業者と随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

プロポーザル方式により受託候補者選定委員会において審査した結果、受託者として最適であると特定したため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
防災まちづくり活動支援業務
- 2 担当所属名
都市計画局まち再生・創造推進室
- 3 契約締結日
平成30年4月9日
- 4 履行期間
平成30年4月10日から平成31年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区高辻通室町西入繁昌町295-1
株式会社サンワコン
- 6 契約金額（税込み）
金7,484,400円
- 7 契約内容
聚楽学区，出水学区及び御室学区において，平成27年度の現況調査，地域住民等の意向調査の結果，平成28年度及び平成29年度の活動内容を踏まえつつ，地域主体の防災まちづくりの活動支援を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
地域のまちづくりに関する技術及び都市計画や建築に関する知識，経験が求められ，また，地域の防災まちづくりの取組支援に当たっては，地元組織等とともに地域の合意形成等を図る技術や，防災を中心とするまちづくりの企画立案する能力が必要である。
また，平成28年度及び平成29年度の業務内容を十分に理解し，地元組織等と合意形成を図りながら，その意向を地域全体の防災まちづくりを進めるうえでの方針に反映し具体化する能力及びこれを遂行するための地元組織等との信頼関係が求められる。
このため，本業務の委託に際しては，契約の履行にあたり，地元組織等との信頼関係や，平成28年度及び平成29年度のとりまとめの策定経過，地元組織等の意向に精通していることなど，他の者が有し得ない専門的な知識，技術，経験等が必要となる。
以上のことから，地方自治法施行令に基づき，平成28年度及び平成29年度に業務を受託している株式会社サンワコン関西支店と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度京都市防災まちづくり専門家派遣業務
- 2 担当所属名
都市計画局まち再生・創造推進室
- 3 契約締結日
平成30年4月10日
- 4 履行期間
平成30年4月11日から平成31年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1
公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター
- 6 契約金額（税込み）
金20,000,000円
- 7 契約内容
優先地区以外の密集市街地における学区単位や路地・町単位の防災まちづくり活動に対し、防災まちづくりについて専門知識を有する者の派遣を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
優先地区以外の密集市街地や路地・町単位において防災まちづくり活動支援を展開するためには、行政主導の支援によるものではなく、地域の主体的な防災まちづくり活動に向けた気運の醸成や、地域とまちづくりの専門家や民間事業者との連携のもと、自発的かつ自立的に取組を進めていくことができる環境整備が不可欠である。
そのためには、個々の地域の防災まちづくりのニーズを的確に把握したうえで、その課題に対応する専門家の適正を見極め、適所に派遣することが必要である。
また、その派遣専門家自身の相談に応じることができる体制を備えるとともに、その他の専門家や実務者との交流を通じて防災まちづくりの支援を実効あるものとし、更には、今後の展開などを見据え、継続的に専門家を育成することが必要である。
これらを踏まえ、契約の相手方には、以下の要件を満たす必要があるため。
(1) 地域の主体的な防災まちづくりやまちづくり活動に関する知識、技術、経験等を有し、かつ、地域の特性を把握し、地域の課題や状況に応じて専門家を派遣するマッチングに長けていること。
(2) 様々な分野の専門家や実務者との連携体制を有し、専門家の取組を支える体制が充実していること。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

以下の理由から、公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター（以下「センター」という。）は本業務の委託先に求める要件をすべて満たしており、本業務の遂行に当たって最も適性のある団体であると認められるため。

(1) センターは、「まちづくり活動支援事業」を実施し、まちづくりを進める中で生じる様々な問題の相談に応じ、1日単位の専門家派遣（コンサルタント派遣）や1年単位の専門家派遣（コーディネーター派遣）を行っている。

この専門家派遣では、まちづくりコンサルタントや学識経験者、一級建築士など、多様な専門家を多数登録しており、多分野に渡る地域のまちづくりのニーズや状況に合わせて、適材適所に専門家を派遣し、その成果として、市民の自主的なまちづくりの取組が進められてきたという実績があることから、専門家のマッチングに優れていると認められる。

また、これらの取組の中で、地区計画の策定や防災まちづくりの支援、実務者と連携した空き家活用等に関する幅広い支援を行っており、前述のようなこれまでの実績においても、防災まちづくりに必要な知識、技術、経験等を有していると認められる。

(2) 防災まちづくり専門家の業務範囲は多様であり、特に路地・町単位の取組においては、建築基準法や都市計画法の活用から、土地の分筆登記や道路整備まで多岐に渡るが、センターでは、経済、不動産、建築、金融、法律、市民活動等、多くの団体が集まる「京町家等継承ネット」など、防災まちづくりの実現に欠かせない実務を担うことができる専門家、実務者との協働のネットワークを活かし、派遣専門家自身の相談に応じたり、専門家相互の交流を促進するなど、派遣専門家の取組を支える体制が整っていると認められる。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京町家所有者と活用希望者等のマッチング制度の運用業務
- 2 担当所属名
都市計画局まち再生・創造推進室
- 3 契約締結日
平成30年6月5日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から平成31年3月29日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1
公益財団法人 京都市景観・まちづくりセンター
- 6 契約金額（税込み）
金5,493,960円
- 7 契約内容
京町家の所有者や居住者等（以下「所有者等」という。）が京町家の保全及び継承に関する相談について安心感を持って行うことができる、身近な相談体制を整備するため、一定の資格や経験年数があり、所定の研修を受講した方を「京町家相談員」として登録する制度を運用する。具体的には、京町家相談員への登録希望者の募集、研修、登録及び、所有者等への1次相談対応を行うとともに、所有者等の相談内容に応じて適切な分野の京町家相談員を派遣する業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
「7 契約内容」の業務を実施するには、契約の相手方は以下の要件を満たしている必要があるため。
(1) 所有者等からの多種多様な相談の内容を正確に汲み取ったうえで課題を整理し、適切な分野の京町家相談員を選定するコーディネートの役割を果たすために、京町家に関する幅広い知識と経験を有していること。
(2) 所有者等が安心して、自発的に相談するためには、営利を目的とせず、公平かつ公正に相談に応じるという公的信用力を持つこと。
(3) 京町家相談員が京町家の相談対応に必要なノウハウを身につけることを目的とした研修カリキュラムを組み立てるために、専門家や学識者との豊富なネットワークを有し、新たな京町家相談員を研修し、育成することができること。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

以下の理由から、公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター（以下「センター」という。）は本業務の委託先に求める要件をすべて満たしており、本業務の遂行に当たって最も適性のある団体であると認められるため。

公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター（以下「センター」という。）は、平成9年の設立当初から京町家の保全・再生に関する取り組みに注力し、この間、京町家なんでも相談や京町家再生セミナー、京町家カルテといった京町家に関する取組を多岐にわたり展開され、ノウハウを蓄積している。なかでも「京町家なんでも相談」については、所有者等からの京町家の維持・継承に伴う様々な悩みや不安の解消に向けた相談対応窓口であり、平成13年の制度創設時より年間約400件の相談対応を実施し、相談内容に応じて適切な専門家のコーディネートを行ってきた実績がある。このことから、京町家に関する幅広い知識と経験を有しているとともに、所有者等への1次相談対応及び京町家相談員の派遣を行う体制が整っていると認められる。

また、本市の外郭団体であり公益財団法人という性質からも、営利を目的とした働きかけがなく、公的信用力があると認められる。

さらに、京町家等継承ネットの事務局を務めていることや、京町家カルテ事業の実施を通じて、不動産・建築士・大工・税理士・司法書士・金融機関等の団体や京町家の保全・継承に精通した学識者とのネットワーク環境をすでに有しており、また、京町家再生セミナーなど、専門家に対する研修や育成も積極的に実施していることから、京町家相談員の研修や育成を行う体制が整っていると認められる。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
洛西口～桂駅間プロジェクトに係るまちづくり担い手育成プログラム開発及び実践支援業務
- 2 担当所属名
都市計画局 まち再生・創造推進室
- 3 契約締結日
平成30年6月27日
- 4 履行期間
契約日の翌日から平成31年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通り高倉西入ル立売西町82番地
株式会社地域計画建築研究所
- 6 契約金額（税込み）
金8,856,000円
- 7 契約内容
市民主体のまちづくりに必要な知識やスキルを習得するためのプログラムの構築・実践
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の内容は、プロジェクトの趣旨を十分理解したうえで、高架下を中心とした市民主体のまちづくりに必要な知識やスキルを習得するためのプログラムを構築及び実践するものである。
また、本市が進める既存の施策等と連携し、それぞれの施策を一層効果的に展開することで、西京エリアの活性化に資することが期待される。
このため、本業務の遂行にあたっては、業務の趣旨・目的を十分に理解したうえで、まちづくりを中心とする豊富なノウハウや経験を基に、実効性のある育成プログラムを企画する能力が必要である。
以上のことから、性質又は目的が競争入札に適さないものと認められるため、地方自治法施行令に基づきプロポーザル方式により特定した業者と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

本プロポーザルについては、1者しか応募がなかったが、提案内容について、業務実績、実施体制、業務提案等について審査したところ、本業務を適切に履行する能力を有するとともに、本業務の目的及び内容のより効果的かつ効率的な実現が期待できることから、当該事業者と委託契約を締結することとした。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
持続可能な都市の構築に資する空き家の更なる活用促進に向けた調査業務
- 2 担当所属名
都市計画局まち再生・創造推進室
- 3 契約締結日
平成30年7月2日
- 4 履行期間
平成30年7月3日から平成31年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区壬生賀陽御所町3-1
株式会社ゼンリン
- 6 契約金額（税込み）
金12,200,000円
- 7 契約内容
本市の一部地域（26学区）における、空き家の戸数、状態等の現地調査、所有者に対する空き家に係るアンケート調査等の実施。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の実施に当たっては、空き家のみならず、建築、不動産、等、多様な知識・経験、様々なデータの収集・整理、所有者アンケートの回答率向上のための企画立案能力が必要である。
また、本業務の委託先の選定に際しては、契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素（契約の目的物の性能、技術その他履行の内容、又は履行方法）によって相手方を選定する必要がある。
以上のことから、性質又は目的が競争入札に適さないものと認められるため、地方自治法施行令に基づきプロポーザル方式により特定した業者と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
プロポーザル方式により受託候補者選定委員会において審査した結果、受託者として最適であると特定したため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
重点取組地区における空き家調査及び空き家の活用等に係る所有者への働き掛けに係る業務
- 2 担当所属名
都市計画局まち再生・創造推進室
- 3 契約締結日
平成30年7月6日
- 4 履行期間
平成30年7月7日から平成31年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区高辻通室町西入繁昌町295-1
株式会社サンワコン
- 6 契約金額（税込み）
金5,097,600円
- 7 契約内容
交通利便性等の観点から本市が設定した重点取組地区における、空き家調査及び所有者に対する空き家の活用等の働き掛け。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の実施に当たっては、空き家のみならず、建築、不動産等、多様な知識・経験、様々なデータの収集・整理、効果的な働き掛けを行うための企画立案能力が必要である。
また、本業務の委託先の選定に際しては、契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素（契約の目的物の性能、技術その他履行の内容、又は履行方法）によって相手方を選定する必要がある。
以上のことから、性質又は目的が競争入札に適さないものと認められるため、地方自治法施行令に基づきプロポーザル方式により特定した業者と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
プロポーザル方式により受託候補者選定委員会において審査した結果、受託者として最適であると特定したため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
保全・継承に向けた継続的な働きかけを重点的に行う京町家の調査業務
- 2 担当所属名
都市計画局まち再生・創造推進室
- 3 契約締結日
平成30年9月21日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から平成31年3月29日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府中央区大手通一丁目2番10号
株式会社ダン計画研究所
- 6 契約金額（税込み）
金9,547,200円
- 7 契約内容
 - (1) 諮問資料の作成
 - ア 所有者調査・建築年代等調査
 - イ 現地調査
 - (2) 指定部会の運営補助
 - (3) 指定に係る所有者への事前周知
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務に当たっては、重要京町家を指定部会において正確に指定するために、現地調査において、京町家の特徴のある形態や意匠を理解したうえで、必要な情報を収集し、指定部会を円滑に運営するための報告書を作成する能力が必要である。

以上のことから、性質又は目的が競争入札に適さないものと認められるため、地方自治法施行令に基づきプロポーザル方式により特定した業者と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
プロポーザル方式により受託候補者選定委員会において審査した結果、受託者として最適であると特定したため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度「新景観政策の更なる進化」に向けた調査・検討業務
- 2 担当所属名
都市計画局都市景観部景観政策課
- 3 契約締結日
平成30年6月27日
- 4 履行期間
委託契約日の翌日から平成31年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通り高倉西入ル立売西町82
株式会社地域計画建築研究所
- 6 契約金額（税込み）
金8,689,680円

7 契約内容

「新景観政策」は、策定当初から、時代とともに刷新を続ける「進化する政策」であることが求められている。平成30年度は、文化庁の移転を契機とした文化を基軸としたまちづくりの推進、人口減少や高齢化の進行を見据えた持続可能な都市の構築など、社会経済情勢の変化を勘案し、新景観政策10周年事業で提示された課題や今後の展望を基に、新景観政策のさらなる進化に向けた調査・検討を行う。

具体的には、これからの歴史・文化・創造都市としてふさわしい景観づくりを推進するための規制・誘導のあり方について、委員会を設置し、調査・検討を行うとともに、こうした議論を幅広く市民、事業者と共有するためのシンポジウムの開催等を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の実施に当たっては、新景観政策をはじめとする本市の景観行政に関する相当の知識を有することが求められるとともに、「新景観政策10周年記念事業」を通じて提示された課題や今後の展望を基に、規制・誘導のあり方を検討するため、景観やまちづくり、都市計画に関する技術に精通していることが求められる。

また、シンポジウム及び市民意見募集に当たっては、市民等の目線に立って分かりやすく興味を惹くような内容となるよう工夫、市民や事業者等多くの方の関心を引く魅力あるものとし、かつ今後の政策の展開等について議論を深める効果的なものとなるよう、企画・立案する必要がある。

よって、本業務の委託は、契約の相手方の能力、技術、センス、経験に基づくノウハウ等により履行内容又は履行方に顕著な差が表れるものであり、契約の相手方によって履行の内容又は方法が異なるため、主として価格以外の要素によって契約の相手方を選定する必要がある。

以上のことから、性質又は目的が競争入札に適さないものと認められるため、地方自治法施行令に基づきプロポーザル方式により特定した業者と随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

プロポーザル方式により受託候補者選定委員会において審査した結果、受託者として最適であると特定したため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
景観情報共有システム構築及び保守業務
- 2 担当所属名
都市計画局都市景観部景観政策課
- 3 契約締結日
平成30年6月13日
- 4 履行期間
平成30年6月13日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市中京区烏丸通御池上ル二条殿町552番地（明治安田生命京都ビル7F）
アジア航測株式会社
- 6 契約金額（税込み）
金7,959,600円
- 7 契約内容
従来から発信している都市計画規制などの情報に加えて、市民や事業者、歴史的資産の所有者等が、地域で大切に守るべき歴史的資産、歴史、文化など、景観に関する様々な情報を共有し、普段から一緒に考え、協働する景観づくりを進めていくために、それらの情報を、インターネット上の地図に視覚的に分かりやすく掲載したシステムを構築するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、設計者・事業者への支援のための一般的なGIS機能の活用に加え、景観を形づくる歴史、文化や歴史的資産などを位置情報と結びつけ、市民や事業者等の景観に対する意識醸成や景観学習などにつなげる。また、良好な町並みの事例や各種支援制度、市民から得られた情報など、景観を形成していくうえで有用な各種情報をより効果的・効率的に集積・発信するGIS機能を有するシステムを構築するものである。
このため、景観や本市の景観政策への理解に加え、市民や事業者にわかりやすく伝える表現の質、また、それらを統合して作成する経験やノウハウが求められる。
また、本業務の内容は、契約の相手方の能力、技術、表現する資質、経験に基づくノウハウ等により履行内容又は履行方法に顕著な差が表れるものであり、契約の相手方によって履行の内容又は方法が異なるため、主として価格以外の要素によって契約の相手方を選定する必要がある。
以上のことから、性質又は目的が競争入札に適さないものと認められるため、地方自治法施行令に基づきプロポーザル方式により特定した業者と随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

プロポーザル方式により受託候補者選定委員会において審査した結果、受託者として最適であると特定したため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
建築基準法適用除外のための包括同意基準の拡充に向けた検討業務
- 2 担当所属名
都市計画局建築指導部建築指導課
- 3 契約締結日
平成30年5月28日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から平成31年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都新宿区戸塚町一丁目104番地
学校法人早稲田大学
- 6 契約金額（税込み）
金10,400,000円
- 7 契約内容
建築基準法適用除外のための包括同意基準の拡充に向けた木製防火建具等の研究開発及び技術的基準（案）の提案，検討会の運営補助
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の遂行に当たっては，①火災安全に関する専門的な知見，②建築基準関係規定の整備など建築行政の広範かつ豊富な知識及び③京町家の防火性能等に関する知識の能力が必要である。
早稲田大学（長谷見雄二教授）は，これまでから火災に関する専門家として研究を精力的に行われてきており，平成29年度から日本火災学会の会長に就任するなど，①火災安全に関する高度に専門的な知見を有していると言える。また，建築基準法の改正等について議論を行っている社会資本整備審議会建築分科会等の委員に就任しているなど，②建築基準関係規定の整備など建築行政の広範かつ豊富な知識を有している。加えて，京町家の外壁や軒裏に関する防火仕様の研究を先進的に行い，その成果が建築基準法の告示に位置付けられるなど，③京町家の防火性能等に関する知識を有している。
以上のことから，早稲田大学（長谷見雄二教授）は，上記の知見を有しており，本業務の委託に際しては，契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するため，早稲田大学（長谷見雄二教授）と随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度木造住宅耐震改修支援業務
- 2 担当所属名
都市計画局建築指導部建築安全推進課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561番地10
京都市住宅供給公社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）金119,614,000円
- 7 契約内容
 - (1) 木造住宅耐震化支援事業に関する事務
 - (2) 木造住宅の耐震化に向けた相談対応及び情報発信に関する事務
 - (3) 地域における普及啓発に関する事務
 - (4) 京都市耐震改修促進ネットワーク会議に関する事務
 - (5) 京都市の登録を受けた耐震診断士の技術育成に関する事務
 - (6) その他関連する付帯事務

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐促法」という。）第5条では、都道府県が耐震改修促進計画を定めるよう義務規定を置くとともに、当該計画において、耐震診断・耐震改修の実施目標を達成するために必要と認められる場合は、地方住宅供給公社による建築物の耐震改修等の実施に関する事項を記載できるとしている。（当該計画に公社を規定した場合は、耐促法第30条に基づき、公社が耐震改修等の業務を行えるよう特例措置が規定されている。）

これに基づき、京都府建築物耐震改修促進計画（平成28～32年度）では、京都市住宅供給公社（以下「公社」という。）は、京都府・京都市と連携し、住宅の耐震診断・耐震改修の促進を図るとともに、必要に応じて、委託により、住宅等の耐震診断・耐震改修の業務を行うことができることとすると明記されている。また、平成28年3月に策定した「京都市建築物耐震改修促進計画～京都に息づく「ひと」と「まち」の“いのち”を守る～」においても、住宅の耐震化の促進は、「まちの匠」と呼ばれる大工や左官、建築士などの耐震改修に関わる方々と本市が協働する京都市耐震改修促進ネットワーク会議（以下「耐震ネットワーク」という。）が核となって進めることとし、そ

の耐震ネットワークの拠点を公社が運営する住情報のワンストップ総合窓口の京安心すまいセンターが担うこととしている。

実際に、公社は、住宅の耐震診断・改修を進めるに当たり、以下のとおり事業遂行の適格性を有している。

- ① 建築士の資格を有する建築技術職員を有しており、支援業務を適確に実施する技術的な基礎、人員体制及び実務経験を有していること
- ② 地方住宅供給公社法に基づき、本市が100%出資して設立した法人であり、審査・相談を行う機関として公的信用力を持っていること
- ③ 公社の役員及び職員の構成、支援業務以外の業務の観点から、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと

また、公社は、平成22年度から「京都市すまい耐震支援窓口」（平成25年からは「京安心すまいセンター」）を設置し、本市からの委託を受け、民間木造住宅の耐震診断・改修を支援する業務を一元的に実施しており、業務遂行の体制を有するとともに、今後も、引き続きその役割が求められている。

以上のことから、本契約の目的である耐震改修の促進及び本契約の委託内容に照らし、公社は、それに相応する信用、技術、経験などを有していると認められるため、地方自治法施行令に基づき随意契約を締結する。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
ブロック塀等の安全点検に係る専門家派遣業務委託
- 2 担当所属名
都市計画局建築指導部建築安全推進課
- 3 契約締結日
平成30年7月13日
- 4 履行期間
平成30年7月13日から平成31年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区釜座通樺木町上る東裏辻町417大和ビル内
一般社団法人京都府建築士事務所協会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）金10,800,000円
- 7 契約内容
安全が確保されていない民間所有のブロック塀等の緊急点検のため、建築士の派遣を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
6月18日の大阪府北部を震源とする地震を機に、ブロック塀等の安全が改めて社会問題化する中で、市民の不安を解消し、市民の地震に対する安心・安全なまちづくりの取組を支援するために、ブロック塀等の安全対策に係る緊急支援として、「ブロック塀等の安全点検に係る専門家派遣制度」を創設し、制度の中で建築士の派遣業務委託を行っている。
上記制度は、安全が確保されていない民間所有のブロック塀等の緊急点検を実施するため、建築士を派遣するものであり、市内の通学路に面した危険と思われるブロック塀だけでも500箇所以上存在することから、本業務委託に当たっては、それらの点検を迅速に行う体制を有する団体に限られる。京都府内の建築士法に基づく団体は、一般社団法人京都府建築士会と一般社団法人京都府建築士事務所協会の2団体のみであり、今回の緊急対応に必要な体制をとることが出来たのが、京都府に登録された建築の設計・工事監理を業とする「建築士事務所」の開設者を会員とした京都府内唯一の公益法人である、一般社団法人京都府建築士事務所協会だけであった。
以上のことから、性質又は目的が競争入札に適さないものと認められるため、地方自治法施行令に基づき同団体と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都駅八条口駅前広場エリアマネジメント運営業務
- 2 担当所属名
都市計画局歩くまち京都推進室
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町256番地
株式会社関広
- 6 契約金額（税込み）
金26,578,260円
- 7 契約内容
 - ・ 京都駅八条口駅前広場エリアマネジメント運営業務
 - ・ 京都駅八条口周辺での車両等の案内誘導及び指導・啓発業務
 - ・ 春の修学旅行シーズンにおける案内誘導業務
 - ・ 駅前広場利用方法等に関する周知，京都駅八条口の使用ルールの啓発等広報業務

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の履行場所である京都駅八条口は，多数の人や車両が利用することから，継続して使用方法等を発信していかなければ，交通混雑により観光や市民生活に多大な影響が生じることとなる。そのため，駅利用者と合意形成を図るための調査やエリアマネジメント会議を引き続き運営するとともに，案内誘導や指導・啓発及び広報を実施し，継続して，駅前広場の使用ルールの徹底を図ることが必要である。また，これらの業務については，一連のものとして一括で契約することにより，案内誘導や指導・啓発及び調査，広報を同じ人員が実施することができ，即時的な対応が可能となる等，その効果をより一層発揮することが見込まれ，効率的に業務を遂行することができる。

よって，本業務の履行においては，効率的かつ効果的な案内誘導や指導・啓発，駅前広場利用者や関係者に必要な情報を伝達するための高度なノウハウ及び幅広い見識を有することが不可欠であり，契約相手方の能力，技術，センス等により履行方法や内容が異なり，価格その他様々な要素から契約の相手方を選定する必要がある。

以上のことから，性質又は目的が競争入札に適さないものと認められるため，地方自治法施行令に基づきプロポーザル方式により特定した業者と随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

プロポーザル方式により受託候補者選定委員会において審査した結果、受託者として最適であると特定したため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

東福寺地区バリアフリー移動等円滑化基本構想改訂業務

2 担当所属名

都市計画局歩くまち京都推進室

3 契約締結日

平成30年6月18日

4 履行期間

平成30年6月19日から平成31年3月29日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区河原町通松原上ル2丁目富永町338番地
玉野総合コンサルタント株式会社

6 契約金額（税込み）

金6,592,320円

7 契約内容

- 重点整備地区内の実態調査（航空写真測量図（1/500）及び旅客施設の現況図等に基づき、「重点整備地区」内の旅客施設、周辺道路、路外駐車場、都市公園、建築物等の状況やバリアフリー状況等の実態について、机上及び現地調査を実施し、課題の抽出等を行う。）
- 「バリアフリー移動等円滑化基本構想連絡会議」の運営補佐
- 基本構想（素案）の作成（連絡会議での検討結果及び関係機関から提出されたバリアフリー化事業の考え方を取りまとめ、基本構想（素案）に係る以下の資料等を作成するとともに、基本構想改訂のためのパブリックコメントを実施）
- 基本構想の作成（連絡会議及びパブリックコメントで得られた意見を取りまとめ、基本構想に係る以下の資料を作成）

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、東福寺地区における駅等のバリアフリー化についての基本方針や事業実施概要を定めた「基本構想」の改訂及び「全体構想」の進行管理を目的としている。駅等のバリアフリー化については、行政、住民及び駅を利用される方々、鉄道事業者等がお互いに理解し、支え合い、すべての人が安心・安全で円滑に暮らすことのできるユニバーサル社会の実現に資するものとして整備を進める必要がある。本業務をより効果的かつ効率的に達成するためには、受託者の高度な知識・経験・ノウハウを要するものであり、業務内容の理解度、適切な工程管理、実施手法の提案、運営体制等、価格など様々な要素から契約の相手方を選定する必要がある。

以上のことから、性質又は目的が競争入札に適さないものと認められるため、地方自治法施行令に基づきプロポーザル方式により特定した業者と随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

プロポーザル方式により受託候補者選定委員会において審査した結果、受託者として最適であると特定したため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度パークアンドライド利用の促進業務
- 2 担当所属名
都市計画局歩くまち京都推進室
- 3 契約締結日
平成30年8月14日
- 4 履行期間
平成30年8月14日から平成31年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区飯田橋1-5-10
公益財団法人日本道路交通情報センター
- 6 契約金額（税込み）
金5,798,520円
- 7 契約内容
 - ・ 重点利用促進駐車場への誘導の実施
 - ・ WEBアンケート、現地アンケート（浜大津公共駐車場）等による、実施した誘導や広報の効果検証
 - ・ 京都都市圏パークアンドライド連絡協議会に係る資料作成等
 - ・ ホームページの維持管理補助
 - ・ 新たな広報・誘導手法（SNS等）、ICTを活用した新たな技術などを活用した更なる利用促進に向けた広報等の検討及び実施
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、市内への自動車流入抑制を目指し、駐車場事業者等の関係機関との連携の下、パークアンドライドの利用促進につながる施策について、検討・実施・効果検証を行うものである。

契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するためには、パークアンドライドの利用促進に係る提案力や高度のノウハウ及び交通行動特性に関する幅広い見識が不可欠であり、価格その他様々な要素から契約の相手方を選定する必要がある。

以上のことから、性質又は目的が競争入札に適さないものと認められるため、地方自治法施行令に基づきプロポーザル方式により特定した業者と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

プロポーザル方式により受託候補者選定委員会において審査した結果、受託者として最適であると特定したため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度観光地等交通対策業務
- 2 担当所属名
都市計画局歩くまち京都推進室
- 3 契約締結日
平成30年8月7日
- 4 履行期間
平成30年8月7日から平成31年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市住之江区南港北1-24-22
いであ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
金13,348,800円
- 7 契約内容
 - ・ 臨時パークアンドライドの検討及び実施
 - ・ 嵐山交通対策検討及び実施（研究会・部会の運営並びに交通対策の実施，効果測定及び分析）
 - ・ 東山交通対策検討及び実施（研究会・部会の運営並びに交通対策の実施，効果測定及び分析）
 - ・ 交通規制や迂回誘導及び臨時パークアンドライド駐車場開設に伴う必要物品等の調達，設置，撤去
 - ・ 誘導看板・横断幕の設置計画案の作成等
 - ・ 施策実施に係る広報・PRの実施
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は，我が国を代表する観光地である嵐山地区及び東山地区において，地元住民・商業者，京都府警察等関係機関と連携して交通対策を実施することにより，交通の円滑化と安全快適な歩行空間を創出するものである。

併せて，臨時パークアンドライドを実施し，自動車流入の抑制と公共交通の利用促進を図る。

契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するためには，観光地交通対策の広報に係る提案力や高度のノウハウ及び交通行動特性に関する幅広い見識が不可欠であり，価格その他様々な要素から契約の相手方を選定する必要がある。

以上のことから，性質又は目的が競争入札に適さないものと認められるため，地方自治法施行令に基づきプロポーザル方式により特定した業者と随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

プロポーザル方式により受託候補者選定委員会において審査した結果、受託者として最適であると特定したため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
ビッグデータ等を活用した交通流動実態調査業務
- 2 担当所属名
都市計画局歩くまち京都推進室
- 3 契約締結日
平成30年8月8日
- 4 履行期間
平成30年8月8日から平成31年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町595-3 大同生命京都ビル
中央復建コンサルタンツ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
金24,948,000円
- 7 契約内容
 - ・ 交通流動実態を把握するための調査・分析
 - ・ 交通流動実態調査を踏まえた交通流動改善化方策の提案
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、ビッグデータ等を活用し、本市における交通流動の実態を把握・分析するとともに、既存データの更なる活用、検証を通じて、公共交通の利用者への行動変容の働きかけや交通結節点の強化等、交通流動最適化に向けた手法を探るものである。

本業務の契約相手方には、携帯電話等から発せられる位置情報等のビッグデータから季節、時間帯、主体によって異なる移動の実態を詳細に把握し、既存の交通関連統計等と照らし合わせた上で施策立案に活かせるよう分析することが求められるなど、高度な知識や情報処理能力、課題解決に向けた十分な企画力が重要であり、価格その他様々な要素から契約の相手方を選定する必要がある。

以上のことから、性質又は目的が競争入札に適さないものと認められるため、地方自治法施行令に基づきプロポーザル方式により特定した業者と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
プロポーザル方式により受託候補者選定委員会において審査した結果、受託者として最適であると特定したため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

平成30年度京都未来交通イノベーション研究機構運営業務及び京都における自動運転技術の社会実装に向けた研究業務

2 担当所属名

都市計画局歩くまち京都推進室

3 契約締結日

平成30年9月12日

4 履行期間

平成30年9月12日から平成31年3月29日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区新町通四条上ル小結棚町428 新町アイエスビル
一般社団法人システム科学研究所

6 契約金額（税込み）

金8,680,000円

7 契約内容

- ・ 京都未来交通イノベーション研究機構運営業務（全体会議や検討会議の運営，研究助成に関する事務，調査・研究等）
- ・ 京都における自動運転技術の社会実装に向けた研究業務（観光地等において低速で周遊する小型モビリティや中山間地域等の生活の足となる新たな移動サービス等の実用化に向けたプロジェクトに取り組み，プロジェクトごとに，効果的な走行ルートの検討，実証走行，事業性や社会受容性の検証（アンケート調査等）などを実施）

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は，研究機構の業務を円滑に実施するために，①研究機構及び検討会議の運営，②「自動運転技術」の実用化を見据えた「都市計画」のあり方や「交通政策」のあり方についての調査・研究，③研究機構の目的に資するデータ収集，取組提案などを行うものであり，また，④観光地等において低速で周遊する小型モビリティや中山間地域等の生活の足となる新たな移動サービス等の実用化に向けたプロジェクトに取り組むものである。

契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するためには，研究者や民間企業との連携が必要なうえ，本市の政策全般や地域特性，交通課題等に関する理解の下，企画運営を進める必要があることを踏まえ，研究内容等の企画立案能力，実施手法の提案内容，運営体制，価格等その他様々な要素から契約の相手方を選定する必要がある。

以上のことから，性質又は目的が競争入札に適さないものと認められるため，地方自治法施行令に基づきプロポーザル方式により特定した業者と随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

プロポーザル方式により受託候補者選定委員会において審査した結果、受託者として最適であると特定したため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
「スローライフ京都」大作戦推進業務（その2）
- 2 担当所属名
都市計画局歩くまち京都推進室
- 3 契約締結日
平成30年9月14日
- 4 履行期間
契約日の翌日から平成31年2月8日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区新町通四条上ル小結棚町428 新町アイエスビル
一般社団法人システム科学研究所
- 6 契約金額（税込み）
金6,000,000円
- 7 契約内容
市民とともに環境に優しいライフスタイルを目指すMM（モビリティ・マネジメント）の実施
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本案件は、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」を実現するための行動規範となる「歩くまち・京都」憲章の普及・啓発を強力に推進するとともに、市民の意識と行動に直接働きかけ、過度なクルマ利用を控え、歩くこと、公共交通等を利用することへの転換を促す取組を実施し、市民のライフスタイルの中で交通行動の変化を意識づけるため、あらゆる機会を捉え、重層的・複合的に情報提供等を行うことで、モビリティ・マネジメントを実施するものである。
本業務の請負業者としては、上記のことについての幅広い見識が不可欠であり、契約相手方の能力、ノウハウ等により履行方法や内容が異なるものとして、価格その他様々な要素から契約の相手方を選定する必要がある。
以上のことから、性質又は目的が競争入札に適さないものと認められるため、地方自治法施行令に基づきプロポーザル方式により特定した業者と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
プロポーザル方式により受託候補者選定委員会において審査した結果、受託者として最適であると特定したため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度「歩いて楽しいまちなか戦略」推進業務
- 2 担当所属名
都市計画局歩くまち京都推進室
- 3 契約締結日
平成30年9月5日
- 4 履行期間
平成30年9月5日から平成31年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭町595-3大同生命京都ビル
中央復建コンサルタンツ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
金6,912,000円
- 7 契約内容
 - ・ 「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進に係る企画・実施及び会議運営
 - ・ タクシー駐停車マナー向上に向けた取組の企画・実施・分析及び会議運営
 - ・ 荷捌きの整序化に向けた施策の企画・実施及び会議運営
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本市では、京都の魅力と活力が凝縮した歴史的都心地区（四条通、河原町通、御池通、烏丸通に囲まれた地区）を中心としたまちなかにおいて、安心・安全で快適な歩行空間の確保やにぎわいの創出など、歩行者と公共交通を優先した魅力あるまちづくりを目指す「歩いて楽しいまちなか戦略」を推進している。

平成30年度については、戦略に掲げる四条通歩道拡幅事業や「歩いて楽しいまちなかゾーン」の取組により大きく変化した「まちなか」の交通環境やまちの賑わいについて、継続的に状況を把握するとともに、荷捌きの整序化など、残された課題の解決に向けた調査・検討を実施することにより、「歩いて楽しいまちなか戦略」を一層推進することとしている。

これらの業務を遂行するには、都市計画と交通計画に精通し、かつ関係者合意形成に優れるなど、高い技術力及び幅広い見識が不可欠であり、価格その他様々な要素から経過の相手方を選定する必要がある。

以上のことから、性質又は目的が競争入札に適さないものと認められるため、地方自治法施行令に基づきプロポーザル方式により特定した業者と随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

プロポーザル方式により受託候補者選定委員会において審査した結果、受託者として最適であると特定したため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
安心すまいづくり推進事業に関する業務
- 2 担当所属名
都市計画局住宅室住宅政策課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561番10号
京都市住宅供給公社
- 6 契約金額（税込み）
金51,162,000円
- 7 契約内容
 - (1) すまいに関する総合的な相談業務
 - (2) すまいに関する普及啓発業務
 - (3) 住情報発信業務
 - (4) 住情報施策に関する調査・研究
 - (5) 分譲マンション建て替え・大規模修繕アドバイザー派遣制度運営業務

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、住宅に関する多様な分野の情報発信を行うとともに、市民に寄り添った住宅相談や住宅に関する講座等の実施や住宅支援に係る事業の受付の実施等により、住宅に関するワンストップ窓口として、誰もが安心して住み続けられるすまいづくりを継続的に支援する必要がある。

そのため、受託者は、①住宅に関する幅広い知識や情報収集能力を有すること、②公平かつ公正に住情報を提供でき、住宅セーフティネットとしての住宅相談に必要な公的な信用力を持っている、③住宅に関する総合的なワンストップ窓口として、一元的かつ横断的な対応を行い、継続的かつ総合的な業務遂行能力を有すること、という3つの条件をすべて満たしている必要がある。

京都市住宅供給公社（以下「公社」という。）は、賃貸住宅の供給、管理等の実績による住宅に関する幅広い知識や、建築・不動産等の関係団体とのネットワークを通じた情報収集能力を活かし、効率的かつ効果的な業務遂行を行える体制を有し、上記の①③を満たす。また公社は、地方住宅供給公社法に基づき、地方公共団体のみが出資し、国土交通大臣の認可を受けて設立した法人であるため、②を満たし、全ての条件を備える事業者は公社の他に存在しない。

以上のことから、性質又は目的が競争入札に適さないものと認められるため、地方自治法施行令

に基づき随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
地域優良賃貸住宅に関する業務
- 2 担当所属名
都市計画局住宅室住宅政策課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区中町通丸太町下ル駒之町561番10号
京都市住宅供給公社
- 6 契約金額（税込み）
金26,524,908円
- 7 契約内容
 - (1) 地域優良賃貸住宅の普及啓発及び情報提供に関すること。
 - (2) 地域優良賃貸住宅の供給計画に係る書類の受付及び指導に関すること。
 - (3) 地域優良賃貸住宅の供給計画及び賃貸計画に従った管理を行うための管理状況の把握及び指導に関すること。
 - (4) 地域優良賃貸住宅の家賃補助等に係る書類の受付及び指導に関すること。
 - (5) 地域優良賃貸住宅の入居希望者の資格審査及び選定に関すること。
 - (6) その他前各号に掲げる事項に附帯すること。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
 - (1) 制度普及啓発及び情報提供について
京都市住宅供給公社（以下「公社」という。）は全ての地域優良賃貸住宅の管理業務者として、本市は制度の実施主体として、制度の普及に努めているが、両事業者が行う広報・広告・宣伝は不可分のものであり、公社が委託先であれば、これらの業務を効率的に実施できる。
 - (2) 家賃補助に係る書類の受付及び指導について
公社は、オーナーとの管理委託契約により、全住宅の契約家賃等に係る情報を把握しているほか、入居者との賃貸借契約により、全入居者の家賃（入居者負担額）に関する情報を把握しているため、家賃補助に係る事務を効率的かつ円滑に実施できる。
 - (3) 入居希望者の資格審査及び選定について
運用通達（平成5年7月30日付け建設省住宅局長運用通達1(2)①viiiハ）において、「入居者の募集及び選定の手続のうち少なくとも入居者の資格審査及び選定については、その公正を担保する

ため地方住宅供給公社，地方住宅センター等で都道府県知事が定める者に委託して行うこととする。」と規定されており，これに該当する団体は，本市では公社のみである。

以上のことから，性質又は目的が競争入札に適さないものと認められるため，地方自治法施行令に基づき随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
既存住宅の省エネリフォーム支援事業に関する業務
- 2 担当所属名
都市計画局住宅室住宅政策課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561-10
京都市住宅供給公社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）金11,982,000円

7 契約内容

- ・ 既存住宅の省エネリフォーム支援事業の問合せ及び相談対応に関する業務
- ・ 既存住宅の省エネリフォーム支援事業の申請受付及び審査に関する業務

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の受託者は、①市民の利便性が高い場所に市民向け窓口を設置できる事務所を有し、かつ、助成制度に係る事務を円滑に遂行できる体制を有していること、②住まいに関する専門的な知識を有し、市民の問合せに対して適切に回答ができるとともに、住宅に関する幅広い知識や情報収集能力を有すること、③公的な信用力を持ち、公平かつ公正な立場で書類の受付、審査、相談を行うことができること、④市民サービスの向上と、リフォームの一層の促進のため、耐震改修支援事業及びすまいの創エネ・省エネ応援事業とのワンストップ窓口を設置・運営できること、という4つの条件をすべて満たしている必要がある。

これら全ての条件に該当する団体は本市では京都市住宅供給公社（以下、「公社」という。）のみである。

以上のことから、性質又は目的が競争入札に適さないものと認められるため、地方自治法施行令に基づき随意契約を締結する。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市久我の杜生涯学習プラザ整備工事 ただし、昇降機設備改修工事
- 2 担当所属名
都市計画局住宅室住宅政策課
- 3 契約締結日
平成30年5月30日
- 4 履行期間
平成30年5月31日から平成31年2月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区堂島浜一丁目2番1号
株式会社日立ビルシステム
- 6 契約金額（税込み）
金15,573,600円
- 7 契約内容
当該設備の昇降機設備の更新
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
昇降機の更新に際し、利用者の利便性等を考慮し、既存部分を活用する方法を採用したことから、既存昇降設備の製造者以外が受注すると、誤作動などの不具合が発生した場合に、責任の範囲が不明確となり、本市にとって著しく不利益となるため、既存昇降設備の製造者（株式会社日立ビルシステム）と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

工事費内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
昇降機設備工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 8 %
工事費	1	式		

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市市営住宅の管理に関する協定
- 2 担当所属名
都市計画局住宅室住宅管理課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561番地の10
京都市住宅供給公社

- 6 契約金額（税込み）
金4,370,352,000円

- 7 契約内容
京都市市営住宅の管理代行及び公金収納委託

- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本市では、業務の効率化を図ることを目的に、管理代行制度を活用する。

管理代行者は、公営住宅法第47条第1項により、本市を所管区域とする京都府、京都府住宅供給公社又は京都市住宅供給公社（以下「公社」という。）に限定され、京都府及び京都府住宅供給公社には代行の意志がないため、公社に限定される。

なお、家賃等の収納に関する業務や公営住宅以外の住宅は管理代行制度の対象外であるが、公営住宅と混在している団地があり、業務上も密接な関わりを持っていることから、一部の業務や一部の住宅の管理を公営住宅と切り離して別の団体に委託して行うことは、極めて非効率的である。

以上のことから、本業務を実施できるのは公社のみであり、性質又は目的が競争入札には適さないため、地方自治法施行令に基づき随意契約を締結する。

- 9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
被災者向け住宅情報センター運営に関する業務
- 2 担当所属名
都市計画局住宅室住宅管理課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区中町通丸太町下る駒之町561番地の10
京都市住宅供給公社
- 6 契約金額（税込み）
金5,247,321円
- 7 契約内容
被災者向け住宅情報センター運営業務

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

被災者に対しての避難先としての住戸の提供は緊急を要するものであることから、委託先には被災者への住宅提供を、公営住宅・民間住宅（市民等から無償で借り上げた住宅をいう。）の別を問わず、ワンストップで実施し迅速に対応する能力が必要である（公営住宅の提供に当たっては、火災等被災者を含め本件委託業務の対象となる被災者すべてに迅速に対応する能力が求められる。）。

一方で、京都市住宅供給公社（以下「公社」という。）は、公営住宅法第47条第1項の規定に基づき、本市公営住宅の管理業務（管理代行）を行っている。この管理代行は、公営住宅の管理権限（入居者の募集・決定、清掃・修繕等の維持管理等）を事業主体である本市に代わって行うものであり、被災者を含めた公営住宅への入居希望者に対し、公営住宅住戸の提供を行う業務の実施にあたり、提供住戸の選定修繕から維持管理までの業務を既存の居住者との調整や住環境の維持を含めて実施できるのは、公社のみである。

以上のことから、本業務を実施できるのは公社のみであり、性質又は目的が競争入札には適さないため、地方自治法施行令に基づき随意契約を締結する。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市鳥谷市営住宅5号棟ほか7棟解体撤去工事設計業務委託
ただし、建築及び設備実施設計業務委託
- 2 担当所属名
都市計画局住宅室住宅管理課
- 3 契約締結日
平成30年7月12日
- 4 履行期間
契約日の翌日から平成30年9月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市北区北野下白梅町80
株式会社萩本建築設計事務所
- 6 契約金額（税込み）
金2,700,000円
- 7 契約内容
鳥谷市営住宅5号棟ほか7棟解体撤去工事に伴う建築及び設備実施設計業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務委託を次のとおり一般競争入札に付したが、応札者が無く入札不成立となった。
本件については解体団地の地理的状況から、降雪による工期の遅れを考慮し、解体工事において通常よりも長期間の工期を見込んでいるが、再入札を行った場合、工期末までに工事を完了させることが困難であるため、複数業者からの見積り価格を比較した結果、最も低価格であった同株式会社と随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
醍醐南市営住宅耐震改修及びエレベーター設置工事に係る入居者負担軽減対策業務委託（1～9棟，平成30年度分）
- 2 担当所属名
都市計画局住宅室すまいまちづくり課
- 3 契約締結日
平成30年4月1日
- 4 履行期間
平成30年4月1日から平成30年10月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市西京区大原野上里鳥見町8番地18
京都土木株式会社
- 6 契約金額（税込み）
金18,668,800円
- 7 契約内容
醍醐南市営住宅における耐震改修及びエレベーター設置工事に伴い発生する，バルコニーの使用制限・騒音・振動等の入居者への影響に対して，負担軽減対策を講じる。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は，工事の進捗に合わせて効率的に実施する必要があり，実施に当たっては住民からの苦情対応や防犯体制の徹底等を行う必要がある。また，工事請負業者が実施することで管理における効率化が図られ，かつ，住民対応の窓口も一本化により混乱の防止につながる。
以上のことから，本業務は工事進捗に合わせた管理・運営が必要不可欠であるため，工事施工業者である京都土木株式会社と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市楽只市営住宅整備工事
ただし、13号棟・14号棟及び15号棟耐震改修その他衛生設備工事
- 2 担当所属名
都市計画局住宅室すまいまちづくり課
- 3 契約締結日
平成30年4月17日
- 4 履行期間
平成30年5月18日から平成31年5月17日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区西京極西衣手町40番地の7
株式会社シンテック
- 6 契約金額（税込み）
金241,444,800円
- 7 契約内容
楽只市営住宅13号棟・14号棟及び15号棟の耐震改修等工事に伴う空調衛生設備工事
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本工事を次のとおり一般競争入札に付したものの、入札不成立となったため。
（初回入札） 公告：平成30年1月10日，開札：2月14日
二者応札，全ての応札者が予定価格超過のため再度入札
（再度入札） 平成30年2月16日
二者再度応札，全ての応札者が予定価格超過のため入札不成立
（第2回入札） 公告：平成30年2月28日，開札：3月28日
六者応札，全ての応札者が最低制限価格未満のため入札不成立
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
- 10 契約の相手方の選定理由
第2回入札の参加者六者に見積依頼を行い，提出された見積書を比較して競争入札における予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち，最低の価格をもって申込みをした者と随意契約を締結する。
- 11 その他

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
13, 14, 15号棟両層機械設備工事	1	式	184,012,547	
計			184,012,547	
共通費				
共通仮設費	1	式	6,750,000	
現場管理費	1	式	19,930,000	
一般管理費等	1	式	12,867,453	
計			39,547,453	
工事価格	1	式	223,560,000	
消費税等相当額	1	式	17,884,800	消費税率 8 %
工事費	1	式	241,444,800	

13号棟耐震機械設備工事 中科目別内訳

共用部改修工事					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
給水設備	屋内	1	式	2,281,667	
給水設備	撤去工事	1	式	1,772,128	
計				4,033,795	
排水設備	屋外	1	式	3,960,132	
排水設備	屋内	1	式	9,103,864	
排水設備	撤去工事	1	式	2,285,971	
計				15,349,967	
換気設備	換気設備	1	式	108,087	
計				108,087	
消火設備	撤去工事	1	式	11,616	
計				11,616	
ガス設備	都市ガス工事	1	式	2,419,854	
ガス設備	撤去工事	1	式	774,240	
計				3,194,094	

13号棟耐震機械設備工事 中科目別内訳

住戸内整備工事					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
換気設備	基本プラン (38住居)	1	式	4,949,446	
換気設備	撤去工事 (40住居)	1	式	139,392	
計				5,088,838	
衛生器具設備	基準階基本プラン (30住居)	1	式	4,801,620	
衛生器具設備	2階基本プラン (6住居)	1	式	971,940	
衛生器具設備	撤去工事 (40住居)	1	式	638,493	
計				6,412,053	
給水設備	基準階基本プラン (36住居)	1	式	6,346,727	
給水設備	撤去工事 (40住居)	1	式	1,338,608	
計				7,685,335	
排水設備	基準階基本プラン (30住居)	1	式	1,002,711	
排水設備	2階基本プラン (6住居)	1	式	1,235,930	
排水設備	撤去工事 (40住居)	1	式	327,416	
計				2,566,057	
給湯設備	基準階基本プラン (36住居)	1	式	8,630,653	

共用部改修工事						
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考	
給水設備	屋外	1	式	1,637,682		
給水設備	屋内	1	式	4,567,737		
給水設備	撤去工事	1	式	1,361,492		
計				7,466,811		
排水設備	屋外	1	式	2,198,879		
排水設備	屋内	1	式	9,239,857		
排水設備	撤去工事	1	式	2,199,218		
計				13,637,954		
換気設備	換気設備	1	式	108,087		
計				108,087		
消火設備	撤去工事	1	式	11,616		
計				11,616		
ガス設備	都市ガス工事	1	式	2,680,269		
ガス設備	撤去工事	1	式	737,605		
計				3,397,874		

14号棟耐震機械設備工事 中科目別内訳

住戸内整備工事						
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考	
換気設備	基本プラン(36住居)	1	式	4,949,446		
換気設備	撤去工事(40住居)	1	式	139,392		
計				5,088,838		
衛生器具設備	基準階基本プラン(30住居)	1	式	4,859,700		
衛生器具設備	2階基本プラン(6住居)	1	式	960,324		
衛生器具設備	撤去工事(40住居)	1	式	638,493		
計				6,458,517		
給水設備	基準階基本プラン(36住居)	1	式	6,346,727		
給水設備	撤去工事(40住居)	1	式	742,262		
計				7,088,989		
排水設備	基準階基本プラン(30住居)	1	式	1,180,194		
排水設備	2階基本プラン(6住居)	1	式	895,969		
排水設備	撤去工事(40住居)	1	式	171,181		
計				2,247,344		
給湯設備	基準階基本プラン(36住居)	1	式	9,282,181		

共用部改修工事					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
給水設備	屋外	1	式	2,443,974	
給水設備	屋内	1	式	2,542,566	
給水設備	撤去工事	1	式	2,193,982	
計				7,180,502	
排水設備	屋外	1	式	4,415,716	
排水設備	屋内	1	式	8,281,790	
排水設備	撤去工事	1	式	1,694,852	
計				14,392,358	
ガス設備	都市ガス工事	1	式	3,767,376	
ガス設備	撤去工事	1	式	976,883	
計				4,744,259	

15号棟耐震機械設備工事 中科目別内訳

住戸内整備工事					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
換気設備	基本プラン (37住居)	1	式	5,073,088	
換気設備	基本プラン (3店舗)	1	式	340,544	
換気設備	撤去工事 (40住居)	1	式	139,392	
計				5,553,024	
衛生器具設備	基準階基本プラン (31住居)	1	式	5,021,690	
衛生器具設備	2階基本プラン (6住居)	1	式	960,324	
衛生器具設備	基本プラン (3店舗)	1	式	236,010	
衛生器具設備	撤去工事 (40住居)	1	式	638,493	
計				6,856,517	
給水設備	基準階基本プラン (37住居)	1	式	5,958,559	
給水設備	基準階基本プラン (3店舗)	1	式	530,839	
給水設備	撤去工事 (40住居)	1	式	814,669	
計				7,304,067	
排水設備	基準階基本プラン (31住居)	1	式	1,118,605	
排水設備	2階基本プラン (6住居)	1	式	657,436	

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
住宅地区改良事業と土地区画整理事業の再編業務
- 2 担当所属名
都市計画局住宅室すまいまちづくり課
- 3 契約締結日
平成30年6月12日
- 4 履行期間
平成30年6月13日から平成31年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区河原町通松原上ル2丁目富永町338番地
玉野総合コンサルタント株式会社
- 6 契約金額（税込み）
金5,616,000円
- 7 契約内容
本業務は、崇仁北部地区における住宅地区改良事業と土地区画整理事業の顕在化しつつある課題の解消に向け、両事業の事業計画を変更し、住宅地区改良事業と土地区画整理事業を再編するものである。また、今後生じる利活用可能な土地について、魅力と賑わいのあるまちづくりに資する活用に向け、基礎データや方針案の作成を行うもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
住宅地区改良事業と土地区画整理事業の合併施行により事業を推進している崇仁北部地区については、協議により地権者が買収か換地かを選択できるため、最終の土地利用に不確定なところがあったが、近年は、地権者の意向が概ね固まりつつあるため、地区内の余剰地面積や筆ごとの国費充当額等の土地整理方針を検討することが一定できる状況となっている。
土地整理方針の検討にあたっては、国庫補助金の返還等、本市財政負担の最小化を図るための手法検討や京都市立芸術大学の移転整備や周辺地区のまちづくり、地区内の活性化に寄与するものとする整理方針を検討する必要がある。また、今後10年を目途に事業を推進することとした「京都市崇仁地区将来ビジョン検討委員会（平成22年7月）」の提言を踏まえ、早期の事業効果発現が可能となるよう、具体的かつ現実的な検討が求められる。
そのため、本業務を行うに当たっては、住宅地区改良事業及び土地区画整理事業に精通しているとともに、まちづくりについての一定の経験やノウハウ、遅滞なく業務を履行する高い能力を有している必要がある。
以上のことから、性質又は目的が競争入札に適さないものと認められるため、地方自治法施行令に基づきプロポーザル方式により特定した業者と随意契約を締結する。

なお、国交省が所管する「調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会」においても、本事業のように知識と構想力・応用力の双方が必要な事業は、プロポーザル方式によることが望ましいとされている。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

プロポーザル方式により受託候補者選定委員会において審査した結果、受託者として最適であると特定したため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市檜原市営住宅5・6・11号棟耐震改修及びエレベーター等設置工事に係る入居者負担軽減対策業務委託
- 2 担当所属名
都市計画局住宅室すまいまちづくり課
- 3 契約締結日
平成30年6月22日
- 4 履行期間
平成30年6月22日から平成31年3月19日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区上鳥羽角田町89
京和産業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
金38,610,145円
- 7 契約内容
檜原市営住宅5・6・11号棟耐震改修及びエレベーター等設置工事に係る入居者負担軽減対策業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当該業務は工事の進捗に合わせて効率的に実施する必要があり、実施に当たっては住民からの苦情対応や防犯体制の徹底等を行う必要があるが、建築工事請負業者が実施することで管理における効率化が図られ、かつ、住民対応の窓口の一本化による混乱の防止にも資するため。
以上のことから、当該委託契約は工事進捗に合せた管理・運営が必要不可欠であるため、建築工事施工業者である京和産業株式会社と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市崇仁市営住宅新築工事設計業務委託
ただし、崇仁南部新3棟及び新4棟（仮称）新築その他工事基本設計・実施設計業務委託
- 2 担当所属名
都市計画局住宅室すまいまちづくり課
- 3 契約締結日
平成30年7月3日
- 4 履行期間
平成30年7月4日から平成31年12月27日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市左京区田中大堰町182番地
株式会社内藤建築事務所
- 6 契約金額（税込み）
金75,384,000円
- 7 契約内容
平成29年度に策定した団地再生計画に基づき、崇仁南部地区における更新棟の基本設計及び実施設計を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の実施に当たっては、設計の実績や業務の進め方、取組体制などについて提案を求めることで、居住施設に従来必要となる設計能力だけでなく、豊かな発想力や実績に裏付けされた提案力等の、価格以外の要素も考慮する必要があると、高度な専門知識や的確な提案力、アイデアの独創性等を有することが求められ、その有無によって業務の成果に顕著な差異が現れるものである。
また、本業務の受託者の選定に当たっては、価格だけではなくその者が持つ知識や経験に基づくノウハウ等を事前に把握し、その優劣をもって評価すべきものである。
以上のことから、性質又は目的が競争入札に適さないものと認められるため、地方自治法施行令に基づきプロポーザル方式により特定した業者と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
プロポーザル方式により受託候補者選定委員会において審査した結果、受託者として最適であると特定したため。
- 11 その他